

令和7年 第1回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年1月30日(木) 午後2時50分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会 長	1 番	本木下 裕一			
会長職務代理	2 番	大隣 初美			
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男	5 番 東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子	8 番 永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎	11 番 下之門 信洋
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博	14 番 桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳	17 番 池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎	

4. 欠席委員(0人)

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第1号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 6 議案第2号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第6号 非農地証明願について
- 日 程 第 11 議案第7号 令和7年度農作業標準賃金の承認について
- 日 程 第 12 報告 令和6年分農地の賃借料情報について

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
 農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
 農地係長 神村 洋一 田之上 真一

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 50 分

事務局長 御起立願います。
 「一同 礼」
 それでは、農業委員会憲章を朗読致します。
 復唱をよろしく願いいたします。
 （農業委員会憲章 朗読）
 御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
 ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。
 これより令和 7 年第 1 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定を
 ご覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
 事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござい
 ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。
 会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
 え、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
 会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、3 番月野委員、
 5 番東垂水委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
 お諮りします。本会議の会期は、本日 1 月 30 日の 1 日間で御異議ござい
 ませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議長 資料2㊦ 日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明致します。3㊦からでございます。

説明の前に、追加配布してあります資料をお手元に準備ください

今月の通知事案については、追加配布分の「農地法第18条第6項の規定による通知事案」と例月の「農用地利用集積計画の合意解約による通知事案」がございました。

まず、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案1件についてです。

本件は、農地法第3条許可による平成25年1月1日からの使用貸借契約の解約になります。貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸し付け人と借り受け人が同一の〇〇〇〇さんになっていますが、平成25年の許可当時は、貸し付け人は〇〇〇〇さんの父〇〇〇〇さんとして許可後、〇〇〇〇さんがお亡くなりになり、相続で子の〇〇〇〇さんが貸し付け人となっているものです。

続きまして、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が62件ございました。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他です。貸人主導によるもの13件、借人主導によるもの49件です。

地目の内訳は、田2筆811㎡、畑127筆137,866㎡の合計129筆138,677㎡で、穎娃地域36件、知覧地域19件、川辺地域7件です。

なお、各㊦一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、資料21㊦ 日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 説明致します。資料は23㊦からになります。

今回は、新規認定1件、再認定7件です。新規認定者の整理番号1番、知覧町西元の〇〇〇〇会社 〇〇〇〇さんです。甘藷・露地野菜の栽培を行っており、農地の集約や機械の更新等により経営の安定に努めたいところ です。

再認定6件で営農類型としては、茶専業が1件、複合経営が3件、専業の畜産が3件であります。

資料の25㊦が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします

す。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 次に、資料 27 頁 日程第 5 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 説明いたします。

説明の前に資料の訂正をお願いします。

35 頁から 36 頁の審議番号 5・6・7 番のそれぞれ譲受人と譲渡人の氏名が入れ替わっていますので訂正をお願いいたします。

また、審議番号 13 番の〇〇〇〇の申請につきましては、〇〇要件の確認のため今回の総会では、保留とさせていただきます。

それでは、説明いたします。28 頁から 41 頁の 3 条所有権移転 14 件でございます。

譲渡人は宮崎市の〇〇〇〇さんで、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、田が 1 筆 612 m²、畑が 37 筆 92,902 m²、合計 38 筆 93,514 m²です。理由につきましては、家庭菜園開始が 2 件、規模拡大 5 件、相手方の要望が 6 件、生前贈与が 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、3 千円から 2,010 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、162 千円でございます。地域別では、颯娃地域 9 件、知覧地域 3 件、川辺地域 2 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び 32 頁から 41 頁の調査書で審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 42 頁 日程第 6 議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。池田委員をお願いします。

12 番委員 報告致します。

43 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 44 頁から 49 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 41 ㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇業を営んでおり、申請地北西側にある自己所有地へ通行するために、通路として利用するものです。申請地を 10 年ほど前から整地し利用しているため、始末書が添付されています。

申請地の東側・北側は公衆用道路（私道）、南側・西側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、雨水は自然流下で、日照・通風等については、通路として利用しており、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 農地係長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、手続きを経ずに整地し、通路として利用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 2 号については、申請どおり許可することに決定いたします。

す。

議 長

次に、資料 50 頁 日程第 7 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。池田委員をお願いします。

17 番委員

報告致します。

51 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 55 頁から 59 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 567 m²で、〇〇自治会に位置します。申請人は市内の借家に居住する個人で、子どもも成長し借家が手狭になったことから、申請地に住居を建築しようとするものです。

申請地の南側は市道に、西側は雑種地に、東側・北側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、審議番号 2 番から 3 番まで大隣委員をお願いします。

2 番委員

報告いたします。

51 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 60 頁から 63 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、神奈川県〇〇市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 949 m²で、〇〇自治会に位置します。申請人は市内で農業を営み、市内の借家に居住する個人で、自宅を息子夫婦に譲り借家住まいのため、申請地に農家住宅を建築するものです。申請地の東側・南側は雑種地に、西側は宅地及び畑に、北側は畑に接している。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 52 頁の審議番号 3 番です。関連資料は 64 頁から 69 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか 2 筆の計 2,228 m²で、〇〇自治会に位置します。申請人は、市内で〇〇を営む法人で、平成 21 年ごろに、申請地に事務所、店舗、農業用倉庫、駐車場を整備したため、始末書が添付されています。

申請地〇〇〇番の北側は県道に、西側・南側は畑に、東側は市道に接し、申請地〇〇〇番と〇〇〇番の北側は宅地に、西側・南側は市道に、東側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
13 番委員

次に、審議番号4番の大坪委員お願いします。

報告いたします。

52 分の審議番号4番です。関連資料は70 分から74 分になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほか1人です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の田ほか1筆の計 666 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでおります。既存の資材置場が手狭になったことから、既存の資材置場の隣接地に新たに資材置場を整備するものです。申請地の北側・東側・南側は雑種地に、西側は田に接しています。0.6m程度の盛土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で側溝へ放流し、日照・通風等については、資材置場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
15 番委員

次に、審議番号5番から7番まで戸川委員お願いします。

報告いたします。

53 分の審議番号5番です。関連資料は75 分から79 分になります。

借人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇です。貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 499 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で借家に家族で居住している夫婦です。申請人〇〇〇〇さんの父から申請地を借り受けて、実家近くの申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は宅地に、西側・南側は畑に、東側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして53 分の審議番号6番です。関連資料は80 分から83 分になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、大阪府〇〇市の〇〇

〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 470 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外で借家に家族で居住していますが、借家が手狭になったため申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は市道に、西側は里道に、南側・東側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は市下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 54 ㊦の審議番号 7 番です。関連資料は 84 ㊦から 88 ㊦になります。

譲受人は、大阪市の〇〇〇〇です。譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 361 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇市に本店を置く食料品の〇〇〇の生産、加工等を行う法人であり、申請地を買い受け、衛生的で効率的な最新の〇〇処理場を建築するものです。なお、申請地西側隣接地にある既存の〇〇処理場の機能を全てこの建築予定の〇〇処理場に移転するものです。

申請地の北側・東側は田に、南側・西側は宅地に接しています。最高 0.5 m 程度の盛土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜桝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して河川へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の南側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

ここで資料 58 頁を御覧ください。転用に係る一般基準の中の転用面積については、本県においては、一般住宅について概ね 500 m²との運用基準がございますが、本申請面積は 567 m²となっています。申請地西側境界部分は 3 m 以上のがけになっており、建築基準法施行条例の規定により申請地の西側の斜線で示した建築できない部分の面積が約 118 m²あり、その面積は、転用の基準面積に含めないと示されていることから、118 m²を控除すると 449 m²となり、一般住宅の 500 m²の運用基準を満たしていることを確認しています。

続きまして、所有権移転の審議番号 2 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の北側・西側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、所有権移転の審議番号 3 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の東側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。なお、手続きを経ずに店舗、事務所等を建設し、使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

続きまして、所有権移転の審議番号 4 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の北側・西側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、使用貸借権の審議番号 5 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の北側・東側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、所有権移転の審議番号 6 番の農地区分としては、農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員

4 m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m以内に 2 つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

続きまして、所有権移転の審議番号 7 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、本件の転用目的は〇〇処理場でございますが、許可基準に照らし、確認しました事項について補足します。

資料 86 頁を御覧ください。示してあります通り、申請地の北西部に既存の〇〇処理場が既にあります。今回は、その処理量規模を増やし、また衛生上最新の設備とするために、既存施設からの移設というかたちでの整備です。なお、既存の〇〇処理場施設は、今後は倉庫や休憩所として利活用するとのことです。

また、〇〇処理場からの排水については、既存の浄化槽に接続し今まで通り浄化した後は河川へ放流するとのことです。なお、衛生関係の法令手続きは、不要とすることを〇〇〇〇に確認済とのことです。

ほかに、周辺営農への影響についてですが、申請地北側・東側は、田であります。耕作者への説明し同意を得ているとのことです。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 6 番、7 番については申請どおり許可することとし、その他の 5 件については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 3 号については、審議番号 6 番、7 番については申請どおり許可することとし、その他の 5 件については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長 次に、資料 89 頁 日程第 8 議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。91 頁をご覧ください。「所有権移転 12 件」です。

譲渡人は埼玉県〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

設定面積は、田 5 筆 2,717 m²、畑 25 筆 36,758 m²の合計 30 筆 39,475 m²です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田は贈与等のため該当なし、畑が 277 千円でした。地域別では、潁娃地域 8 件、知覧地域 3 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、95 号からの「賃貸借利用権の設定 111 件」です。

ここで、資料の訂正が 2 件ございます。1 件目が資料 109 号の 77 番については、取り下げとなりましたので斜線で消してください。2 件目が、資料 113 頁の 110 番については、権利の設定をうけるものの住所・氏名の訂正をお願いします。川辺町〇〇 〇〇〇を〇〇〇に〇〇〇〇を訂正して〇〇〇〇です。訂正は以上になります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇ほかです。設定面積は、田 15 筆 11,719 m²、畑 203 筆 241,006 m²の合計 218 筆 252,725 m²で、潁娃地域 49 件、知覧地域 54 件、川辺地域 8 件となっております。

続きまして、114 号からの「使用貸借利用権の設定 25 件」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇ほかです。設定面積は、田 5 筆 3,753 m²、畑 113 筆 134,562 m²の合計 118 筆 138,315 m²で、潁娃地域 16 件、知覧地域 6 件、川辺地域 3 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち〇〇委員が 9 番、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 60 番から 63 番、〇〇委員が 64 番から 70 番、〇〇委員が 96 番、使用貸借権について〇〇委員が 19 番から 21 番、〇〇委員が 23 番について議事参与の制限に該当します。まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案

件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料125 日程第9 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は126 になります。

今回の契約開始は、令和7年3月31日開始分となっています。

利用権を設定する者は、兵庫県〇〇市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、南さつま市の〇〇〇〇さんほかです。

設定面積は、田29筆22,993㎡、畑85筆130,558㎡の合計114筆153,551㎡で、額娃地域61件、知覧地域28件、川辺地域25件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が18番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案

件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第5号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長

引き続き、議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

〇〇委員の退室を求めます。

(退室)

議長
委員
議長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長

〇〇委員に報告いたします。

議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長

次に、日程第10 議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。大坪委員お願いします。

13番委員

報告いたします。

133ページの審議番号1番です。関連資料は135ページから137ページになります。

申請人は、薩摩川内市の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑1,398㎡で〇〇自治会北側に位置します。申請地は昭和48年に親会社の現物出資により申請人が取得したものです。

取得から、平成22年頃までは、畑として管理していましたが、その後、耕作を行わなくなり、管理は委託業者での草払い実施にとどまることとなったため、現在は高さ3mほどの雑木等が繁茂している状態です。農地へ

の復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、133 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 138 ㊦から 140 ㊦になります。

申請人は、南大隅町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 8.1 m²で川辺町〇〇地内に位置します。申請地は平成元年に鹿児島県が用水路設置の事業を行った際の残地です。申請地は法面部分の一部となっており、現在は杉の樹木が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

続きまして、134 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 141 ㊦から 148 ㊦になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑ほか 8 筆の計 6,804 m²で川辺町〇〇、〇〇、〇〇地内に位置します。周囲を山林に囲まれ耕作条件も悪く、収益も上がらないことにより、杉や檜を植林し、現況は、杉、檜が大きく成長している状況です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してから経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 6 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 6 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、資料 149 ㊦ 日程第 11 議案第 7 号「令和 7 年度農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は 150 頁になります。

これにつきましては、昨年の 12 月 16 日市役所頼娃庁舎におきまして、「南九州市農作業標準賃金協議会」を開催し審議致しました。

協議会の委員は頼娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者、委託者、農業委員代表と市農業公社職員の 12 人で構成されており、当日は委員 12 名とこれに事務局 3 人を含め計 15 人で協議をいたしました。

協議内容としまして、まず、表の 1 行目、一般農作業賃金についてですが、鹿児島県の最低賃金が令和 6 年 10 月 5 日付けで、1 時間当たり 897 円から 56 円アップされ 953 円に改正されました。953 円に 8 時間を掛けますと 7,624 円になり、現在の設定額 7,200 円では下回ってしまいますので、500 円値上げして 7,700 円としております。また、山林作業賃金につきましても、500 円値上げして 8,700 円としております。

次に、3 行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、直近では令和 5 年度に最低賃金の増額、燃料費の高騰等を考慮し、受託作業料金を一律 110 円値上げ、水田の畔塗り 83 円、草払い 1,300 円にし、無人ヘリ・ドローンによる薬剤散布を追加し 2,310 円、受託作業の低いバインダーとハーベスターを作業項目から削除されたところであります。

今回、賃金の上昇、燃料費の高騰等踏まえて、令和 6 年度単価に 1%を上乗せしたところであります。

5 行目の深耕につきましては、令和 6 年度まではプラウとプライソラが同一料金でありましたが、差をつけるべきとの意見によりプラウを 1,000 円高に変更しているところです。

本日の総会で御承認をいただきましたら、3 月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり
質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 7 号「令和 7 年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 12「令和 6 年分農地の賃借料情報について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。153 頁からでございます。

農地の賃借料情報につきましては、農地法第 52 条及び運用通知によりに

より、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を市民に提供することとなっています。

153 号は令和 6 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業によって締結された賃貸借契約に基づき、集計した数値を掲載しております。「田の部」と「畑の部」について、潁娃，知覧，川辺の地域毎に 10 a 当たりの平均額，最高額，最低額，集計に用いたデータ数，最後に市全体の平均額を示してございます。

なお、茶畑につきましては、下のコピペの 4 にありますように、条件によりましてばらつきが見られましたので例年集計から除いてあります。

ちなみに、茶業振興会が設定する茶園の標準小作料の目安については、上の茶畑が 10a あたり 20,000 円，一般の茶畑が 10a あたり 10,000 円との情報提供をいただいています。

153 号のこの情報は、3 月に全戸配布します『農業委員会だより』に掲載して提供するほか、農業委員会及び各支所窓口にて備えて提供する予定です。154 号は、賃借料の推移としまして、令和 5 年との比較を掲載しております。市全体の平均額をみますと、「田の部」が 600 円の減、「畑の部」が増減なしとなっております。

なお、この情報はあくまでも目安であり、賃借料は農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件に応じて、貸し手と借り手の双方がよく話し合っ

て決めていただくようお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。
只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。
「なし」の声あり

議 長
委 員
議 長

質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、報告事項でございますので、御了承願いたいと思います。この情報については、3 月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますのでよろしくお願いします。

議 長

次に、日程第 12「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

19 番委員
事務局長

農地バンク事業について
説明

議 長

他にありませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長

今後の日程について連絡

議 長

その他にありませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第1回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後4時05分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3 番 _____

会議録署名委員 5 番 _____